

パブリック コメント

提出意見集約結果

市では、南相馬市立病院改革プラン(素案)のパブリックコメント(市民意見提出制度)を実施しました。

お寄せいただいたご意見と、それに対する市の考え方をまとめましたのでお知らせします。

南相馬市立病院 改革プラン(素案)

意見を募集した期間

平成20年10月15日～

平成20年11月4日

意見等を提出した

人数及び件数

意見提出者 72人

意見等件数 53件



寄せられた主な意見と市の考え方

寄せられた意見の中では「小高病院を存続してほしい」という要望が比較的多くなっています。

意見等の内訳

区 分	件数
小高病院の存続について	13件
医師の確保(医師不足解消・待遇改善)について	10件
市立病院の経営形態について	5件
今後の市立病院の在り方について	4件

小高病院存続についての意見等

- ・小高病院を現状のまま存続してほしい。
- ・今後更に高齢化が進み、入院施設の整備がされている小高病院の規模縮小は賛同できない。小高病院の現状維持を望む。
- ・小高病院が持つ療養型ベッドは、急性期医療と在宅医療の架け橋となる重要な機能である。この機能が無くなると急性期病院からの患者の受入れ先が無くなり、医療難民が出る可能性がある。現状維持を望む。

市の考え方

- ・市立病院改革プランでは、総合病院及び小高病院はそれぞれ現在果たしている役割を維持することを基本に策定しました。当面は、現在の医療を維持することとそれぞれの病院の機能を充実するために医師確保に努めていきます。

医師確保についての意見等

- ・医師がいなければ病院経営は成り立たない。医師採用に当たっては、他の団体より、良い条件を各機関に提示し、働きかけるとともに知人・友人・縁故などを通して医師確保に努めてほしい。
- ・医師確保は、県立医大にばかり頼らず全国から募集するなどいろいろな方法があるはず。

市の考え方

- ・市立病院改革プランでは、医師確保対策として、「医育大学に対する協力要請等」「臨床研修医の確保」「医師募集の取り組み」「勤務環境等の改善」「市民の理解と協力の促進」の5つの項目を掲げ取り組むものです。

市立病院の経営についての意見等

- ・市民の医療環境を守るのが自治体の使命。民間病院の協力も大事だが、最終的なセーフティネットは自治体が担うべきである。安易な民間的経営手法の導入には疑問があり、地域医療崩壊につながる可能性がある。

市の考え方

- ・市立病院改革プランでは、平成21年度からの改革プラン実施の点検・評価のなかで経営形態について検討し、平成23年度を目標に方向性・結論をだしていくこととしています。

南相馬市立病院 改革プランの概要

市立病院改革プランは、パブリックコメントの意見を踏まえ、平成20年11月21日に市の最高審議機関である庁議において決定しました。プランの概要は次のとおりです。

策定の趣旨 及び方針

市立病院改革プランは、市立病院が将来にわたって地域医療の安定的・継続的な提供を図るため、医師の確保や効率的な病院経営を推進するための経営改善などについて策定しました。

改革プランの 期間

改革プランの期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間で、このうち、経営の効率化は、平成21年度から平成23年度までの3年間、再

経営の効率化 (総合病院)

- (1) 総合病院は、相双地域の基幹病院として、緊急入院や手術などを行う急性期医療・リハビリテーションを担い、医療機能の充実と相双医療圏で不足している周産期医療やがん医療の機能を今後付加していきます。
- (2) 経営の効率化に向け、収支改善や経費削減などの項目に平成23年度の目標指標を定め、経営健全化を推進します。

医師確保対策の 具体的取り組み

編・ネットワーク化及び経営形態の見直しは、平成21年度から平成25年度までの5年間となります。

市立病院の経営を安定化させつつ質の高い医療を提供していくため、医師の定着及び医師の安定的な確保のため次の項目について取り組みます。

- (1) 医育大学に対する協力要請等
- (2) 臨床研修医の確保
- (3) 医師募集の取り組み
- (4) 勤務環境等の改善
- (5) 市民の理解と協力の促進

経営の効率化 (小高病院)

- (1) 小高病院は、現在担っている急性期医療と在宅医療、施設介護の中間的な機能を維持していきます。

- (2) 平成20年度中に医師2人を確保します。
- (3) 経営効率化に向け、収支改善や経費削減などの項目に平成23年度の目標指標を定め、経営の健全化に努めます。

再編・ネット ワーク化及び 経営形態の見直し

- (4) 経営指標目標達成に向け、安定した医療・介護体制の構築、栄養管理の充実、地域医療機関の連携強化などの項目を具体的に定め取り組みます。

再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しは、次年度からの市立病院改革プランの点検・評価のなかで平成23年度を目標に検討していきます。

改革プランの 点検・評価 及び公表

- (1) プランを評価する委員会を設置し、改革プランの点検や評価を年1回以上行います。

- (2) プランの進捗状況について、評価委員会の評価を受けた後、速やかに広報紙及びホームページに公表します。

- (3) 改革プランの点検・評価において目標達成が困難な場合は、見直しを行います。

市立病院改革プランについてのお問い合わせ
健康づくり課

☎ 5336

